

令和 5 年 6 月 23 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03404

研究課題名（和文）業務委託・個人請負など非雇用型労働者への労働法・社会保障法の適用に関する比較研究

研究課題名（英文）Comparative Study on the Protection of Freelance

研究代表者

水町 勇一郎（Mizumachi, Yuichiro）

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号：20239255

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：デジタルプラットフォーム化に伴う労働法上の課題は、新しい社会現象が提起した現代的な課題であると同時に、歴史的な背景をもつ根の深い構造的な課題という側面も有している。この問題を理論的・構造的に解明していくには、そもそも労働法はどのような社会状況のなかで生まれ今日に至っているのか、今日のプラットフォームビジネスの台頭はこの労働法の基盤や構造にどのような課題を投げかけているのか、各国はそのなかでどのような法制度改革を行おうとしているのか、を分析することが肝要ではないか。このような観点から思索を深めることで、日本のこれからの議論に対し一定の学問的な示唆が得られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

プラットフォーム労働者の法的保護は、デジタル化の急速な進展のなかで、世界的な課題となっている。日本でも、現在の国会（令和5年通常国会）でいわゆるフリーランス保護法の制定が審議されている。本研究の成果は、世界のプラットフォーム労働者の保護法の比較法的研究を行った最先端研究であるという学術的意義とともに、これからの日本における立法政策の展開に学術的な基盤を与えるという社会的意義をもつものである。

研究成果の概要（英文）：The questions on labor and employment law about Digital Platform Work are new and old. To analyze these questions, historical and theoretical study is essential. We can get some lessons from comparative study of German, French, English and American labor and employment law on the protection of platform workers.

研究分野：労働法

キーワード：労働法 比較法 デジタルプラットフォーム フリーランス

1. 研究開始当初の背景

デジタルプラットフォーム化、フリーランス化の進展にどう対応するかは、今日の世界各国の労働法の最も重要な課題の1つとなっている。そこには、大きく2つの背景がある。

1つは、ビジネスとしてのデジタルプラットフォーム化の急拡大である。「第4次産業革命」や「Society5.0」等とも呼ばれるデジタル化の急速な進展のなかで、GAFAM(Google、Amazon、Facebook、Apple、Microsoft)に象徴されるプラットフォームビジネスが台頭し、世界のビジネスのあり方を大きく変えている。プラットフォームが提供する人工知能(AI)やビッグデータを駆使したアプリを利用して生産者、事業者と消費者等が直接つながることにより、情報を収集し処理するコストが大幅に下がり、企業組織や社会構造のフラット化・ネットワーク化が急速に進んでいる。このデジタル化の進展に伴って、これまでは企業組織の内部に抱えられてきた労働力の外部化や事業者化が広がり、デジタルプラットフォームを通じて業務を提供するプラットフォーム就業者の数が増加している。例えば、ヨーロッパ連合(EU)では、域内に2021年時点で2800万人以上のプラットフォーム就業者が存在し(報酬総額では5年前の5倍に増加)、2025年にはその数は4300万人(EUの労働力人口の約2割)に達すると推計されている。そのなかには、就業の実態は「労働者」であるにもかかわらず、業務委託等の契約形式で「個人事業主」として位置づけられている誤分類(misclassification)の問題が存在し、最低賃金を下回る低い就業条件や不十分な社会的保護の下で働いている者も少なくない。

もう1つは、労働法と社会保障法の歴史的基盤に起因する機能不全である。今日の労働法および社会保障法は、19世紀半ば以降の工業化の進展のなかで、工場で集団的に従属して働く無期フルタイム労働者を社会的モデルとして生成したという歴史的背景をもっている。20世紀後半の脱工業化(サービス経済化)に伴うホワイトカラー労働者の増加および雇用形態の多様化は、労働時間法制の柔軟化や正規・非正規労働者間の格差是正・中立化など、無期フルタイムの工場労働者を想定して形作られてきた労働法・社会保障法制の大きな修正をもたらした。そして、今日のデジタル化に伴う労働力の外部化・ネットワーク化は、労働法・社会保障法の基盤(適用対象)となってきた「労働者」概念(19世紀後半以降の「工場労働」の特徴であった人的従属性に規定された概念)そのものに疑問を投げかけ、労働法・社会保障法制の構造を揺るがすものとなっている。工場労働が想定していた他人から指揮命令を受け、行動を監督され、違反には制裁が科されるという典型的な人的従属関係とは異なり、自由にアプリに接続し、アルゴリズムやマニュアルによる指示を受け、行動の点数化によって評価・規律されるという働き方(プラットフォーム就業の典型例)が大きく広がるなか、この新たな働き方が労働法・社会保障法の適用対象である「労働者」にあたるのか(この新たな時流に直面し「労働者」概念自体の見直しを図るべきか)、これらの就業者のうち「労働者」に該当しない(すなわち典型的な労働法・社会保障法が適用されない)者に対しては社会的保護を及ぼさなくてよいのか(及ぼすべきだとすればいかなる保護か)が、今日の各国の労働法(および社会保障法)の最も重要な課題として浮上しているのである。

2. 研究の目的

このように、デジタルプラットフォーム化、フリーランス化に伴う労働法上の課題は、新しい社会現象が提起した現代的な課題であると同時に、歴史的な背景をもつ根の深い構造的な課題という側面も有している。

これを今日的な事象をめぐる現代的なものとして捉え、法技術的な議論を展開するだけでは、問題の本質にはたどり着けない。この問題を理論的・構造的に解明していくには、そもそも労働法はどのような社会状況のなかで生まれ今日に至っているのか、今日のプラットフォームビジネスの台頭はこの労働法の基盤や構造にどのような課題を投げかけているのか、各国はそのなかでどのような法制度改革を行おうとしているのか、を分析することが肝要ではないか。このような観点から思索を深めることで、日本のこれからの議論に対し、一定の学問的な示唆が得られるのではないか。

本研究の目的は、デジタルプラットフォーム化、フリーランス化に伴う労働法上の課題について、歴史的・比較法的な観点から分析を行い、日本のこれからの議論に対し、学問的な示唆を得ることにある。

3. 研究の方法

本研究を進めるにあたっては、ドイツ法を専門とする橋本陽子(学習院大学)、イギリス法を専門とする石田信平(専修大学)、アメリカ法を専門とする竹内(奥野)寿(早稲田大学)の助力を得た。本研究では、世界的な議論の状況を踏まえ、デジタルプラットフォームに関する最も基本的な課題である「労働者」概念をめぐる議論と政策の動向(デジタルプラットフォーム就業者の保護政策の展開)を検討の対象とし、歴史的・比較法的な視点から考察を深めた。その成果の一部は、石田信平・竹内(奥野)寿・橋本陽子・水町勇一郎『デジタルプラットフォームと労働法 労働者概念の生成と展開』(東京大学出版会、2022年10月)として公刊された。

4. 研究成果

本研究の成果の概要は、以下の通りである。

日本の「労働者」概念には、労働基準法・労働契約法上の「労働者」概念と労働組合法上の「労働者」概念がある。前者は人的従属性（使用従属性）を中心とした概念、後者は経済的従属性を中心とした概念である（一般に後者の方が広いと解釈されている）が、これらの判断要素は判例の蓄積により形成されたものであり、基本的要素と補充的要素が混在して複雑な様相を呈している（判断の予測可能性が低い）。

日本は、労働法・社会保障法の適用対象を画定する概念として、1つの概念（「労働者」という言葉）が用いられている点ではフランスに近いが、その実体（内容）は2つに分かれるものと解釈されており、その点ではアメリカに近いともいえる。もっとも、アメリカでは個別的労働関係法（FLSA等）の方が経済的実態テストで広く（集团的労働関係法〔NLRA〕は管理権テストで狭い）、日本では集团的労働関係法（労働組合法）の方が経済的従属性中心で広がっている（個別的労働関係法〔労働基準法等〕では人的従属性中心で狭くなっている）点は、対照的である。この点は、両国における「労働者」等の概念の生成経緯に由来するものであり、歴史的経緯を超えて各国に共通する普遍的な「労働者」概念が存在するわけではないことを示唆している。そのなかで、日本は、デジタルプラットフォームの広がりに対する法的対応については、「労働者」概念の変化への対応という点でも、立法措置等による環境整備という点でも、大きく遅れをとっている。その要因は、前者（「労働者」概念をめぐる対応）については、日本でのプラットフォーム就業者をめぐる法的紛争（裁判所の判決等）の少なさ、後者（立法による環境整備）については、働き方改革における政府の対応（2021〔令和3〕年3月に策定されたフリーランス・ガイドラインにより、問題を労働法と経済法との領域に分けて、経済法を中心としたガイドライン作成で問題に対応し、労働法の面では労災補償の特別加入制度の一部拡大を行うのみにとどめたこと）があげられる。現在政府で検討されているフリーランス保護新法においても、労働法・社会保障法の領域での具体的な改革やデジタルプラットフォーム就業に関する政策的措置を盛り込もうとする動きはみられない。

「労働者」性の具体的な判断の内容については、主要各国の大きな傾向として、就業の実態を重視し、ギグワークの1つの特徴である就業時間選択の自由についても、労働者性を否定する決定的な要素とは捉えられていないこと、人的従属性に加えて、プラットフォーム型就業の特徴である経済的依存関係を考慮に入れる傾向があること、人的従属性の面でも、GPSによる監視、アプリによる指示・拘束、行動点数化と制裁によるコントロールという実態を重視する傾向があることがあげられる。これらの点は、経済的従属性を中心とする日本の労働組合法上の労働者性の判断のみならず、人的従属性を中心とする労働基準法・労働契約法上の労働者性の判断にも影響を与えている点である。

これらの点を踏まえて、デジタル化・プラットフォーム化等の就業実態の変化に対応した「労働者」概念の見直し（プラットフォーム就業の実態に応じた労働者性の具体的判断）を行うことが、日本でも重要な課題となる。

「労働者」性の判断の手法については、アメリカの州法が採用している（連邦レベルでは法案が下院で可決された）ABCテストが参考になる。ABCテストとは、就業者は被用者であると推定したうえで、使用者が就業者は独立契約者であると主張する場合、使用者に、①就業者が業務遂行に関し使用者の管理・指示を受けないこと、②就業者が使用者の事業の通常のプロセス外で業務を遂行すること、③就業者が独立した商業、職業または事業に習慣的に従事していることの3要素の立証を求めたものである。また、2021年のEU指令案も、プラットフォーム就業者を労働者と推定する方式を採用している。すなわち、プラットフォーム就業につき、①報酬の一方的決定、②就業上の拘束的ルールが存在、③就業の監督、④就業者の自由の制限、⑤兼業の制限の5つのうち2つ以上を満たす場合には雇用契約関係に立つ労働者と法的に推定し、労働者でないことの立証責任をプラットフォーム側に課するという方式をとり、労働者性の判断の法的安定性（予測可能性）を高めようとしている。

労働者概念の判断要素が多様かつ複雑で判断の予測可能性が低いこと、その判断要素にかかる情報の多くは使用者（プラットフォーム事業者）側が保有していることは、日本でも同様にあてはまる点である。その判断の明確化と情報能力格差の是正を図るために、日本でもABCテストと類似した法的推定の手法をとることを検討することが大きな政策課題となる。

プラットフォーム就業に対する政策的アプローチとしては、大きく分けると、労働者に関する複数の概念を立てて、それぞれについて各立法の適用範囲を定める方式（ドイツ、イギリス）と、労働者概念は基本的に1つとしつつ、労働者に該当しない者（独立自営労働者、独立契約者）のうち一定の者に対して立法措置等を講じる方式（フランス、アメリカの州法）がある（その複合形態も考えられる）。

日本でも、「労働者」や「個人事業主（独立自営業者）」とは異なる第三の概念（例えばドイツの「労働者類似の者」）を立てて、このタイプの者に適用されるべき法律を定める方法をとることや、「労働者」に該当しない者（個人事業主等）のうち一定の者（例えばプラットフォームを利用する自動車または自転車による運転手・配送人）に対して立法措置等を講じる方法を

とることが、政策的選択肢として考えられる。なお、第三の概念()をとっているドイツでは、近年の就業実態の変化のなかで、中核にある「労働者」概念が狭く解釈され、「労働者類似の者」への保護も不十分であるとの指摘がある。また、第三の概念()を採用した他の国(イタリア、スペイン)の経験から、第三の概念の設定はどの形態にあたるのかという分類(性質決定)の問題をより複雑にし、労働者を第三の概念に移行させる動きを誘発する問題があることも指摘されている。

これらの経験や議論からは、「労働者」や「個人事業主」とは異なる第三の概念を立てて適用されるべき法律規定を定める()だけでプラットフォーム就業をめぐる法的課題が解決されるわけではないことが窺える。労働者性の判断の明確化、誤分類の解消を図りつつ、労働者に該当しない者に対する具体的な立法政策のあり方()を検討することが重要な課題となるだろう。

プラットフォーム就業者に対していかなる立法政策を講じることが考えられるかについては、大きく2つの示唆(政策の内容および政策の手法)がある。

第1に、政策(プラットフォーム就業者の保護・規制)の内容については、フランスやアメリカの州法の立法例やEU指令案などを参考にすると、「労働者」に該当しない(真正な独立自営業者に当たる)プラットフォーム就業者に対しても、労働災害の補償、職業訓練の促進、団結権など労働基本権の保障、失業に対する補償(失業保険の適用)、最低報酬の保障、最長就業時間・休息権の保障、差別・ハラスメントの禁止、就業の自由(就業時間選択の自由、アプリ離脱の自由)の保障、就業条件の明示、個人情報の適切な保護、アルゴリズムによる管理の公正さと透明性の保障などを検討することが考えられる。これらの先端的な保護・規制には、日本のフリーランス・ガイドライン(2021〔令和3〕年3月策定)における経済法の観点からの保護・規制(不公正取引の禁止、優越的地位の濫用の禁止等)にとどまらず、プラットフォーム就業者の社会的保護に関するもの(労働法・社会保障法の観点に立つもの)が多く含まれている。

第2に、政策の手法については、関係法令の改正・整備により当事者に各制度への加入や実体的なルールの遵守を義務づけるという方法(法律による強制)と並んで、企業行動憲章による誘導という方法(プラットフォーム事業者に社会的責任に関する特定事項を記載した企業行動憲章を策定し公表させることにより、優良な企業に就業者や消費者が集まるように誘導する市場誘導型の手法)や労使の交渉・協定による規律(労使自治)の促進という方法がある。フランスの2019年法(移動オリエンテーション法)は、プラットフォームを利用して就業する自動車・自転車による運転手・配送人について、プラットフォーム事業者が法定事項を記載した行動憲章を策定・公表し、国がそれを認可するという方法をとることによって、プラットフォーム就業の経済的発展と社会的保護とを両立させながらその健全な育成を図ろうとしている。日本でも近年、コーポレートガバナンス・コード(2021〔令和3〕年6月東京証券取引所・金融庁)のなかには、上場会社の社会的責任(人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引など)が掲げられており、ESG投資を含むこれらの動きと連動して、市場誘導型の政策手法をとることも考えられる。市場誘導型の手法の政策的効果等も注視しながら、政策の方向性と具体的内容を検討することが緊要である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 水町勇一郎	4. 巻 111巻8号
2. 論文標題 リーマン危機、コロナ危機とフリーランス	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 12-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 水町勇一郎	4. 巻 265号
2. 論文標題 『働き方改革』の総括と今後に残された課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 104-112
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 水町勇一郎	4. 巻 19-J-011
2. 論文標題 日本型『同一労働同一賃金』改革とは何か？ その特徴と課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 RIETI Discussion Paper Series	6. 最初と最後の頁 1-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 水町勇一郎	4. 巻 14
2. 論文標題 「同一労働同一賃金」の理論的基盤	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 RESEARCH BUREAU論究	6. 最初と最後の頁 39-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計6件

1. 著者名 水町勇一郎	4. 発行年 2021年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 1478
3. 書名 詳解労働法第2版	

1. 著者名 水町勇一郎	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 514
3. 書名 労働法第9版	

1. 著者名 水町勇一郎	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 489
3. 書名 労働法第8版	

1. 著者名 水町勇一郎	4. 発行年 2019年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 1429
3. 書名 詳解 労働法	

1. 著者名 水町勇一郎	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 532
3. 書名 労働法〔第7版〕	

1. 著者名 水町勇一郎	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 532
3. 書名 労働法〔第7版〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------